

第 16 章 準備書についての知事の意見

第16章 準備書についての知事の意見

「杉戸屏風深輪地区産業団地整備事業 環境影響評価準備書」に対し、「埼玉県環境影響評価条例」第16条の規定に基づき埼玉県知事から提出された意見は、以下のとおりである。

1 全般的事項

隣接する既存の産業団地の整備等の状況を参考に、予測・評価の実施並びに環境保全措置及び事後調査の計画に努めること。

2 騒音・振動及び大気質

計画地周辺の道路交通騒音は、現状においても整合を図るべき基準等を超えている地点及び時間区分があることから、工事用車両及び関連車両の走行に伴う騒音について、より一層の低減に努めること。

なお、計画地周辺には小学校、中学校等、環境保全上配慮を要する施設があることから、工事用車両及び関連車両の走行に当たっては十分注意するとともに、本事業による大気質への影響、騒音及び振動の影響を低減するよう努めること。

3 水質

事業地周辺環境への影響が出ないよう、工法及び工事中の排水処理に留意すること。

4 水象

透水性舗装の導入等、計画地内の道路、公園及び分譲地における地下水涵養に配慮すること。

5 動植物及び生態系

(1) 工事計画

開発による動物の逃避が可能となるような工事計画を定め施工すること。

(2) 特定外来生物への対応

計画地内で確認された特定外来生物については、可能な限り駆除するとともに、計画地外へ出ないよう適切に対処すること。

(3) 環境保全措置

ア 公園及び緩衝緑地は、その機能を十分に果たすよう整備すること。植栽に当たっては計画地周辺の屋敷林空間（高木、低木、下草）の植物群落構成を考慮すること。また、進出企業が整備を行う場合は事業者が適切に指導を行うこと。

イ 水路及び公園に湿性環境を創出し、湿性地環境に生息・生育する動植物の保全を図ること。

ウ ア及びイにより整備した公園、水路及び緩衝緑地については、適切な体制を構築し保全管理すること。

6 その他

(1) 事後調査

事後調査の調査項目や実施時期については、今後決定する進出企業の業種、稼働時期等を考慮した上で、柔軟な対応を検討すること。

(2) 環境影響評価書

環境影響評価書の作成に当たっては、出典、根拠等を明記し、住民が理解しやすい記載を心がけること。